エ　評価

○　立地適正化計画については、計画の実施状況の調査、分析及び評価を行うことが重要であることから、市町村による自己評価、市町村都市計画審議会など専門性・中立性を有する組織を活用した第三者評価等を行うこと。

オ　都市計画との有機的な連携

○　立地適正化計画は、土地利用規制の指針となると同時に、誘導的手法のプランでもあるという性格を併せ持つものであり、都市計画との間で有機的な連携を図ること。

○　誘導施策の効果が現れて土地利用に変化が確認された場合には、用途地域の変更や区域区分を市街化区域から市街化調整区域に変更することなど、都市計画の変更についても積極的に検討すること。

カ　立地適正化計画の記載事項について

立地適正化計画には、上記１の内容について、立地の適正化に関する基本的方針として記載するとともに、下記の点について留意して作成すること。

○　区域の設定について

・　居住誘導区域の設定に当たっては、既存の住宅・公共施設の状況や、国立社会保障・人口問題研究所が公表している将来人口推計などの客観的なデータに基づく将来の人口動態等を踏まえ、一定の人口密度を維持する上で将来人口に即した広さの区域とするなど、適切な範囲に設定すること。また、点在する市街地や、農業等の従事者が居住している旧来からの集落にも配意するほか、市町村合併等の経緯、各集落の歴史的背景も踏まえて設定すること。

・　都市機能誘導区域の設定に当たっては、区域内の人口や経済活動のほか、公共交通へのアクセス等を勘案して適切な範囲に設定すること。

・　立地適正化計画には、居住誘導区域と都市機能誘導区域の双方を定めるとともに、居住誘導区域の中に都市機能誘導区域を定めること。

・　駐車場配置適正化区域は、医療・福祉施設、商業施設等の集積に伴い自動車流入が集中することにより自動車と歩行者との交錯を生じるおそれが高いエリアに設定すること。

○　市町村が講ずべき施策について

・　居住や都市機能を誘導するための施策として、公共交通ネットワークの形成や公共施設の整備等の進め方について示すこと。

・　地域の実情に応じた創意工夫により、独自性のある施策を必要に応じて示すこと。

・　公的不動産の有効活用を図るため、地域の実情に応じて、その活用方針についても示すこと。

・　上記の事項のほか、立地適正化計画を作成した目的・趣旨等に鑑み、関連する施策や事業の相互の関係等にも留意し、必要な事項を適切に示すこと。

労　働

最低賃金の廃止決定に関する公示

岐阜労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第17条の規定に基づき、岐阜県陶磁器・同関連製品、耐火物製造業最低賃金（平成２年岐阜労働基準局最低賃金公示第７号）を平成26年９月30日限り廃止する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成26年８月６日

岐阜労働局長　佐々木秀一

福岡労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第17条の規定に基づき、福岡県各種商品小売業最低賃金（平成２年福岡労働基準局最低賃金公示第３号）を平成26年８月５日限り廃止する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成26年８月６日

福岡労働局長　前田　芳延

公　告

諸　事　項

工場財団

東京都杉並区井草一丁目13番15号**東亜紙巧業株式会社**の工場財団に富士宮市外神東町59番地61番地58番地東亜紙巧業株式会社富士宮工場の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成26年８月６日

静岡地方法務局富士支局

有権者申出方

元当局所属公証人三谷博司の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出てください。

平成26年８月６日　　奈良地方法務局

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年８月６日

四国地方整備局長　三浦　真紀

1　処分をした年月日　平成26年７月10日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社協和産業　林　進一郎　愛媛県松山市針田町54番地の８　国土交通大臣許可（般・特―22）第533号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取り消し（管工事業に関する一般建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成26年７月７日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

所在不明の賃貸住宅管理業者に係る公告

次の賃貸住宅管理業者の事務所の所在地を確知できないので、賃貸住宅管理業者登録規程（平成23年９月30日国土交通省告示第998号）第13条の規定に基づき、公告する。

この公告の日から30日を経過しても当該賃貸住宅管理業者から申出がないときは、賃貸住宅管理業者登録規程13条の規定に基づき、賃貸住宅管理業者の登録を抹消する。

平成26年８月６日

北海道開発局長　岡部　和憲

1　商号　森メイン・トラスト株式会社

2　代表者氏名　代表取締役　大森　政孝

3　主たる事務所の所在地　北海道札幌市中央区南３条西３丁目15番地

4　登録番号　国土交通大臣(1)第1583号

5　登録年月日　平成24年４月２日

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２６年（家）第２０２１号

東京都中野区本町２丁目46番１号

申立人　エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社

本籍熊本県球磨郡相良村大字川辺5465番地、最後の住所群馬県館林市高根町1052番地の265、死亡の場所群馬県太田市、死亡年月日平成23年５月２日、出生の場所熊本県球磨郡相良村、出生年月日昭和15年９月１日、職業無職

被相続人　亡　井口　敏秋

事務所神奈川県川崎市川崎区宮前町８番13号　大幸ビル４階　ＡＬＩＶＥ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小林　俊介

前橋家庭裁判所太田支部

平成２６年（家）第７１２８４号

東京都墨田区東駒形４丁目５番４号

申立人　中ノ郷信用組合

本籍東京都江戸川区西一之江４丁目２番、最後の住所東京都江戸川区西一之江４丁目２番24号、死亡の場所東京都墨田区、死亡年月日平成25年11月18日、出生の場所東京府東京市深川区、出生年月日昭和11年12月15日、職業会社役員

被相続人　亡　鈴木　政義

事務所東京都中央区八重洲２―11―６八重洲ＫＮビル３階宇田川法律事務所

相続財産管理人　弁護士　宇田川博史

東京家庭裁判所